

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準適用指針公開草案第 19 号

「**払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)**」に関する意見

平成 18 年 10 月 19 日
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士・公認会計士 中村 慎二

貴会公表の平成 18 年 9 月 22 日付「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」について、下記のとおり意見および要望を申し上げます。

意見

第 1 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理に関する第 26 項を以下のようにご修正願いたい。

1 (現行案)

(1) 取得の対価が現金である場合

①取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

(代替案)

(1) 取得の対価が現金である場合

①(取得と同時に消却できることが募集事項に照らして明らかであり、かつ、発行者の取得前の決定に基づき)取得と同時に消却が行われた場合

2 (上記1と同内容である)

(現行案)

(2) 取得の対価が自社の株式である場合

①取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

(代替案)

(2) 取得の対価が自社の株式である場合

①(取得と同時に消却できることが募集事項に照らして明らかであり、かつ、発行者の取得前の決定に基づき)取得と同時に消却が行われた場合

第2 「会社法による転換社債型新株予約権付社債」の定義に関する第3項を以下のようにご修正願いたい。

(現行案)

「会社法による転換社債型新株予約権付社債」とは、・・・(中略)・・・会社法の規定に基づき発行されたものをいう。

(代替案)

「会社法による転換社債型新株予約権付社債」とは、・・・(中略)・・・会社法の規定に基づき発行されたものをいう。なお、会社法施行日以後に発行され外国法に基づきその割当てと償還がなされるために会社法上の転換社債型新株予約権付社債に該当しないが、それと類似する債券も、「会社法による転換社債型新株予約権付社債」に準じて会計処理を行う。

第3 転換社債型新株予約権付社債の取得の対価が現金および自社の株式であった場合の会計処理として、第26項に(3)として以下の記述を加えて頂きたい。

(代替案)

(3) 取得の対価が現金及び自社の株式の場合

①（取得と同時に消却できることが募集事項に照らして明らかであり、かつ、発行者の取得前の決定に基づき）取得と同時に消却が行われた場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を、その所定の評価額のうち一部を現金で交付し、残額に相当する自社の株式を交付することにより取得する場合には、現金交付部分について繰上償還がなされ、残額について会社法による転換社債型新株予約権付社債が行使されたときに準じて処理する。この場合

（ア）交付した現金の額が取得時における発行者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に満たない場合は、当該不足が転換社債型新株予約権付社債の行使に伴う払込みに充てられたとみなし、資本金又は資本金及び資本準備金を増加させる

（イ）交付した現金の額が取得時における発行者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を超える場合は、当該超過額は転換社債型新株予約権付社債の償還のために超過的に交付した現金であることから取得時に償還損を計上し、資本金は増加させない。

②①以外の場合

発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を、その所定の評価額のうち一部を現金で交付し、残額に相当する自社の株式を交付することにより取得する場合には、取得の対価となる自社の株式と取得した転換社債型新株予約権付社債の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づき、当該価額から交付現金を控除した額の資本金又は資本金及び資本準備金を増加させるとともに、・・・（以下(2)②と同様）

（なお、同様に、第 26 項(2)①の本文も、「発行者が、取得条項に基づき、当該転換社債型新株予約権付社債を、その転換価格で除した自社の株式数を・・・」とした方が文意が明らかとなる。）

第4 転換社債型新株予約権付社債権者が発行者の取得による対価として現金および発行者（自社）株式の両方を受けた場合の会計処理に関し、第27条に(3)として以下の記述を加えて頂きたい。

(3) 発行者による取得の対価が現金および発行者（自社）の株式の場合

転換社債型新株予約権の帳簿価額のうち現金に対応する部分は譲渡、それ以外の部分は新株予約権の行使に準じて処理する。この場合

(ア) 受領した現金の額が発行者による取得時における保有者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額に満たない場合は、当該不足が転換社債型新株予約権付社債の行使に伴う払込みに充てられたとみなし、当該不足額をもって新たに取得した株式の取得価額とする。

(イ) 受領した現金の額が発行者による取得時における保有者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を超える場合は、当該超過額は転換社債型新株予約権付社債の譲渡益として認識し、新たに取得した株式の取得価額はゼロとする。

(なお、上記文案には明示していないが、受領した現金の額が発行者による取得時における保有者の転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額と同額である場合には、転換社債型新株予約権付社債の回収による損益は発生せず、また新たに取得した株式の取得価額はゼロである。)

さらに、本適用指針の最終決定の前に、社債権者側の課税関係について税務当局の見解を明らかにしておくことを要望する。

取得条項に基づく転換社債型新株予約権付社債の取得は、投資家（保有者）からみれば新株予約権付社債の新株予約権の行使と同様に譲渡取引であり（法人税法61の2第11項4号、5号参照）、発行者が取得と同時に消却したか否かに関係なく、当該取引によって投資家側に発生した利益は社債の償還に伴う差金には該当せず、譲渡損益課税を受ける点を明らかにしたうえで本適用指針を公表されたい。

理由

<第1について>

(1) 繰上償還と同視できるためには、募集事項上「取得と同時に消却すること」を明記する必要があるか

繰上償還と同視できるためには、客観的事実として、

①転換社債型新株予約権付社債（以下、単に「CB」という。）を発行者が保有者から取得したこと

②取得の完了と同時にCBが消却されたこと

があれば足り、募集時点で、当該CBは取得と同時に消却する旨が明らかである必要はない。つまり、発行者が取得の時点で取得と同時に消却する旨を（取得が完了するまでに）決定し、その通りに実行したCBについては、実質的に繰上償還がなされたCBと同一視できる。

公開草案の49項は、募集事項上取得と同時に消却することが明らかであることを要求する理由として

「当該転換社債型新株予約権社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合には、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一である・・・」

と述べているが、これは募集事項上最初からCBを取得と同時に消却することが明らかでなくても成り立つ議論である。

「募集事項上明らかであること・・・」の要求は、例えば転換社債型の新株予約権付社債か否かの区別の場面でみられる（公開草案37項参照）。しかし、これは転換社債型でない新株予約権付社債に関しては区分法の適用が強制されるのに対して（公開草案24項参照）、転換社債型であれば一括法の適用が認められる（公開草案20項参照）。一括法と区分法は、適正な損益計算の見地から、当該社債の発行時から消滅時まで一貫して同一の方法で処理されるべきであるから、転換社債としての属性が認められるかどうかは社債発行時に確定していなければならない。よって、募集事項から明らかでなければ区分法は採用できないという考え方は極めて合理的であった。旧商法実務においても、（転換社債と新株引受権付社債が商法上区別されていたことの影響もあるが）、転換社債型新株予約権付社債かそうでないかは発行時に確定していなければならないと、事後的に変更することはできないと考えられていた。

しかし、本件の会計処理の問題は、CBの取得時という一時点の会計処理を決める問題であるから、繰上償還の実態があるか否かは取得時までに明らかになっていればよく、募集事項において明らかにする必要はない。また、この論点は保有者側には影響せず、発行者のみに関連する事項であるから、発行者において明らかになっていれば足りる。さらに、長期のCBを発行する発行者に、募集時点で当該CBを一律取得時に消却するか否かを決めさせるのは負担が大きい。つまり、会社法においては募集事項において取得したCBを直ちに消却するか否かを確定させる義務はなく、適時に

会社の判断（会社法上取締役会決議が要求される。）で都度消却するか否かを定められる余地を募集事項上残しておきたいという要望もないわけではない。

加えて、発行者にCB取得が完了するまでに適切な意思決定（会社法に従い、取締役会決議がなされると解される。）によって当該CBを直ちに消却するか否かを判断させれば、利益操作の余地もない（取得の時点で一部を消却し、一部を消却せず保有するというのは経営判断であり、利益操作ではない）。

本件は繰上償還と認められるか否かにより損益に与える影響に差異が生じるわけであるが、この点は、会社がCBの取得と同時に消却しない（一瞬であれ、CBを自己保有するという積極的な意思を表明した）という点によって正当化できると思われ、それで足りる。よって、繰上償還と同視できるために、当初募集事項において、当該CBが取得と同時に消却されることを明記することまでは要求すべきでないとする。

（2）新株予約権の行使と同視できるためには、募集事項上「取得と同時に消却すること」を明記する必要があるか

同様の理由付けは、CBの取得の対価が発行者の株式である場合にもあてはまる。

公開草案は49項において、「募集事項の内容等が上記以外の場合には、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとはいえず、むしろ自己社債の取得及び自己新株予約権の取得として会計処理することが適当であるものとした」と説明している。

しかし、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の効用が何であれ、CBが取得と同時に消却されたという実態がありさえすれば、当該取引は全体として新株予約権の行使と何ら変わりがない。「自己社債の取得及び自己新株予約権の取得」として会計処理できるのは、会社にその意思があることが状況的に明らかである場合に限られる。

特に、取得の対価が現金ではなく株式である場合においては、公開草案によれば、取得するCBの取得原価は対価として発行する株式の時価によって測定されることになる（CBの時価は測定が困難な場合が多いため）。よって即座にCBを消却した場合には償還損（消却損）が発生する場合が多いと思われるが、取得と同時にCBを消却したにもかかわらず、当初募集事項でその旨が明らかでなかったために償還損が発生するのは不自然である。さらに言えば、取得と同時にCBを消却したにもかかわらず、当初の募集事項においてその旨が明らかであったか否かという過去の事象によって、一方では償還損が発生せず、他方では償還損が発生するというのは会計情報の比較可能性を損なう。

確かに、会社法下では自社CBを一度取得して将来の取引の取得対価として用いる幅が広がっており、典型的に自己社債の取得し保有する場面は増えてくると思われる。しかし、公開草案が予定している会計処理（取得するCBの取得原価は対価として発行する株式の時価によって測定する）は、企業結合会計やストック・オプション会計に代表されるように、株式を支払手段として事業や役務の獲得に向けられた取引である場合の会計処理であるのに対して、CBの取得という本件の場面では、通常は償還（資金調達終了）および転換（資金調達手段の変更）に向けられていることが多い（商法、会社法により、消却という手段が広く取得という手段に包含された結果にすぎず、会社法上の取得という行為を会計上の取得（つまり時価取引）と同視することは、殊にCB取得の場面では慎重でなければならない）。

よって、取得するCBの取得原価は対価として発行する株式の時価によって測定す

ることが正当化されるのは、発行者が、CB の償還、消滅、転換ではなく、むしろ今後の利用を想定した CB の取得を意図したと推測できるような状況においてのみである。そしてかかる状況こそが、(1) に述べたように、会社が CB の取得と同時に消却しない（つまり、一時点であれ、自己社債として保有すること）という意思決定である。

よって、取得と同時に消却するという実態がある限り、CB の取得という積極的な意思を前提とする会計処理（取得する CB の取得原価は対価として発行する株式の時価によって測定する）は控えるべきである。

以上の理由により、冒頭記載の変更を要望する。

<第2について>

現在の実務において本邦法人が海外市場において発行する転換社債型新株予約権付社債は、外国法を準拠法とする場合でも、会社法の規定に基づく新株予約権付社債とされることが多い。しかしながら、会社法においては、外国法に基づいてその割当てと償還が行われる債券は、会社法上の社債とはならない。法律上は、会社法上の社債とすることも、会社法上の社債としないことも可能である（「新会社法の解説(13) 社債」(相澤哲・葉玉匡美) (商事法務 1751 号 14 頁)、「日本法人が発行する国外発行社債に関する会社法上の考え方について」(日証協 (企) 18 第 3 号)）。

最近では日本の上場会社が円建て・外貨建てを問わず海外市場で転換社債型新株予約権付社債を発行する実例が少なくないため、法律上会社法の適用を受けないことが可能であるこれらの外債に関する会計処理の指針を本適用指針において示しておくことが肝要である。会計処理の観点からは、経済的実態が同一であれば会社法の適用を受けるか否かは問題にならないことから、外国法に基づく転換社債型新株予約権付社債類似の債券も会社法に基づく転換社債型新株予約権付社債と同様の会計処理が妥当することを本適用指針上で明確にしていきたい。

<第3について>

実務上は、転換社債型新株予約権社債を発行する場合に償還資金上の便宜と希薄化防止の観点から、取得の対価の一部を現金とし、残りを自社の株式で交付する取決めを行う場合が少なくないため、その場合の会計処理を明示していきたい。

私見では、第1において述べたように、取得と同時に CB を消却しているという事実が存在する限り、対価として交付した時価（または CB の時価）を用いて取得した CB の取得価額を測定する必要はないと考える。よって、取得と同時に消却している場合には、繰上償還（現金対価部分）と新株予約権の行使（株式対価部分）が同時に発生したものと解するべきである。

この点、第 112 回企業会計基準委員会「審議事項 (3)」3 頁においては、取得の対価が現金と株式の場合の ITM (イン・ザ・マネー) の場合で、「ア 取得と同時に消却」の B 案として「現金及び自社の株式による自己社債の取得という取引が行われている」と考えて、CB の時価を用いて取得自己 CB を測定する案が掲げられている。しかし、取得と同時に消却が行われていれば、自己 CB を一時点たりとも保有したと

ぐわない。

③アンダーパー発行の場合（CBの帳簿価額90）：交付金銭額100はCBの帳簿価額90を超過して交付されている。よって、当初資金調達額よりも多くの金銭を交付してCBを消滅させたという事実を、償還損として認識すべきである。よって、この場合払込に相当する部分がないため、資本金の増加はない。したがって、

（借方） 社債 90 （貸方） 現金 100
社債償還損 10

となる。A案では社債償還損ではなくその他利益剰余金となっているが、妥当ではない。

A案の考え方は、オーバーパー発行の場合とアンダーパー発行の場合との整合性を重視していると思われる。つまり、オーバーパーのときの交付金銭とCBの差額がプラスの資本金になるのであるから、アンダーパーのときの交付金銭とCBの差額は資本金のマイナスとなり、性質上資本のマイナスが存在しないためその他利益剰余金の減少によって処理をしたものと思われる。しかし、新株予約権の行使には企業結合会計の適用はないと思われるため、新株予約権の行使によりマイナスの資産が払い込まれ、資本金がマイナスとなって株式が発行されるということは想定できない（これに対して、払込がないまま株式が発行され、資本金の増加がない（ゼロ）ということは十分に想定できる。）。

また、現金と株式が対価になっている取引を、現金に加え、株式も交付したと考えると、オーバーパーのときは、現金の交付はCBの帳簿価額よりも少ないわけであるから発行者が経済的に得をしているわけで、追加で発行した株式はその埋め合わせであると考えるのが経済合理的であるので、償還益を認識せず、交付金銭とCBの帳簿価額の差額をもって払込みとみて新株予約権の行使の会計処理を行うべきである（反対に、交付現金がゼロであれば、CB帳簿価額の全額をもって資本金を増加させるのであるから、当該会計処理は合理的である。）

これに対してアンダーパーの場合は、すでに現金の超過交付という事実がある（償還損が発生している。全額現金交付であれば、償還損が計上される点に争いはない）。そして、追加で株式の発行を行っているわけであるから、株式の発行によって、現金のみの交付であれば発生したはずの償還損が発生しなくなるのは妥当ではない。A案は、償還損の損益計算書上の認識を回避するために、1株だけでも株式を発行しようと発行会社を誘導しようとする会計処理となり、合理性に欠ける。

このような資本の増加に関する非対称性は、企業結合会計においてすでに現れているところであるから（株主資本の増加とのれんの認識の関係に極めて類似している）、私見の会計処理の妥当性は決して損なわれていないと考える。

これらの事情を総合考慮のうえ、今回の適用指針には是非とも対価が自社株式と現金の混合である場合の会計処理を明示してもらえるように切望する。

<第4について>

第3では転換社債型新株予約権社債の取得の対価の一部を現金とし、残りを自社の株式で交付する場合の発行者の取得に関する発行者側の会計処理について意見を述べたが、これに対応して保有者側の会計処理を明らかにする必要があるため、適切な規定を設けて頂きたい。

私見では、第3で述べた議論と公開草案27項(1)(2)を根拠として、以下のような取扱いが合理的であると考えます。つまり、取得の対価が全て現金である場合にはCBの譲渡として処理し、取得の対価が全て発行者の株式である場合には新株予約権の行使に準じて処理するわけであるから（公開草案27項(1)(2)）、取得の対価が一部現金であり、残部が株式である場合には、一部がCBの譲渡であり、残部が新株予約権の行使であると考えられるべきである。そして、現金を受領した部分については投資の回収（投資の終了）という重大な事象が発生しているのであるから、その部分を優先的に認識し、差額部分を新株予約権の行使として調整する処理が経済実態を明確に反映していると思われる。

よって、まずCB保有者が受領した現金の額が発行者による取得時における保有者のCBの帳簿価額に満たない場合は、投資したCBの譲渡対価の一部が現金として回収され、本来回収されるべき残額が、発行者に対する払込みと同視され、その対価として株式を受領したと考えることができる。

これに対して、保有者が受領した現金の額が発行者による取得時における保有者のCBの帳簿価額を超える場合は、譲渡対価として本来の回収目標（CBの帳簿価額）を上回る現金を確定的に取得したのであるから、当該超過額は譲渡益として認識すべきである。そして、追加で取得した株式は、保有者としては払込と同視できる財貨の支出なくして取得したものであるから、取得価額はゼロとするのが合理的である（帳簿価額ゼロのCBを転換して株式を取得した場合と同様であり、株式の贈与を受けたとみるべきではない点に留意すべきである）。

第3で例示した①から③の場合を保有者側から会計処理すると以下のとおりである。なお、便宜上発行者のCBの帳簿価額と保有者のCBの帳簿価額が同じ（保有者が発行市場でCBを購入した）場合を想定する。

①パー発行の場合（CBの帳簿価額100）：受領金銭額とCBの帳簿価額が同額であるため、保有者による受領超過も発行者に対する払込額も発生しない。よって、譲渡損益は発生せず、取得した株式の帳簿価額はゼロである。よって、

（借方） 現金 100	（貸方） 投資有価証券（CB） 100
（投資有価証券（株式） 0）	

となる。

②オーバーパー発行の場合（CBの帳簿価額110）：受領金銭額100ではCBの帳簿価額に満たないため、不足額の10は発行者に払い込まれたままの状態になっている。よって、この場合は当該不足額10を払込額として株式を受領したと考え、株式の取得価額に充てる。よって、

（借方） 現金 100	（貸方） 投資有価証券（CB） 110
投資有価証券（株式） 10	

となる。この場合、10の払込相当額が会社内にあり、株式が発行されているという資本取引（新株予約権行使）が存在しているため、優先して10の譲渡損を認識することは取引の実態にそぐわない。

③アンダーパー発行の場合（CBの帳簿価額90）：受領金銭額100はCBの帳簿価額

90 を超過して交付されている。よって、当初投資額よりも多くの金銭を回収したという事実を、譲渡益として認識すべきである。よって、この場合払込に相当する部分がないため、取得株式の取得価額はゼロである。したがって、

(借方) 現金	100	(貸方) 投資有価証券(CB)	90
(投資有価証券 (株式) 0)		投資有価証券譲渡益	10

<重要事項：税務上の取扱い>

実務上、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債は海外市場で発行されることが極めて多い。よって、当該取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の発行者による取得時における海外投資家（税務上の恒久的施設を有しない非居住者または外国法人）の税務上の取扱いは極めて重要である。特に、発行者による CB の取得時に保有者に生じた利益が税法上償還差益になるのか譲渡益になるのかによって、国内に恒久的施設を有しない海外投資家の税負担は著しく異なる（注）。

（注）現金を取得の対価として「取得と同時に消却される CB」について発行者側からは繰上償還とみなして会計処理を行うが、投資家（保有者）側からも CB の償還が発生したと扱われると、発行者による取得に際して保有者側に利益が発生した場合には償還差益と取り扱われる可能性がある。内国法人の発行する債券の償還差益は、外国法人にとって「国内にある資産又は保有により生ずる所得」（法人税法 138 条 1 号、法人税法施行令 177 条 1 項 1 号、法人税基本通達 20-1-11）に該当し、国内源泉所得として取り扱われる。よって、国内に恒久的施設を保有していても、CB を保有する外国法人は償還差益についてわが国において課税を受ける（法人税法 141 条 4 号）（しかも、申告課税となる）。これに対して、債券の譲渡益は法人税法上の国内源泉所得に該当しないため、わが国において課税を受けない。また、近時の金利実勢からゼロ・クーポンで発行される外債が多いところ、発行差金の非課税特例を認める租税特別措置法 41 条の 13 は、利払いのないゼロ・クーポン債には適用がないと考えられるため、国内に恒久的施設を有していない海外投資家は同条による免除を受けることもできない。

この点について、CB が取得と同時に消却される場合であっても、取得対価の全部または一部が現金である CB の保有者が発行者による CB の取得時において認識した利益は譲渡益であり、償還益とはならないことは以下の理由に照らして明らかであると考えられる。ただし、この点は実務上錯綜しており、今後発行する CB の実務に多大な影響を与えるため、かかる税務上の取扱いを明確にした上で本適用指針を公表していただきたい。

（理由）

①税法上、取得条項に基づく新株予約権付社債の発行者による取得は、取得対価が全部株式である場合には取得する株式の帳簿価額は直前の CB の取得価額と同額と取り扱われることにより、当該取得によって保有者に課税が発生しない（法人税法 61 の 2 第 11 項 4 号、5 号参照）。これは、対価のいかんを問わず取得条項に基づく新株予約権付社債の発行者による取得が税法上は譲渡であることを前提とし、譲渡益課税が生じない条件として、取得の対価が株式のみであることを要求しているにとどまり、

取得の対価の全部および一部が現金であった場合には課税されるものの、同条が有価証券の譲渡損益に関する条文であることから、同条を根拠に有価証券の譲渡益として課税を受けると考えるべきである。

②CB を取得と同時に消却した場合には償還であり、発行者が CB を1日以上保有している場合には償還ではなく譲渡であるという議論がみられるようであるが、投資家からみて発行者がいつの時点で消却したかという事実によって課税上の取扱いが左右されるのは不合理である。その点、取得と同時に CB が消却されたか否かに関係なく会計処理方法を定めている公開草案 27 項は極めて合理的である。よって、取得と同時に消却したか否かに関係ないと考えれば、取得条項による発行者の取得は、保有者から発行者に対する譲渡と扱えば足りると思われる。

③税法上に「特段の定め」（法人税法 22 条 3 項）がない以上、当該利益が償還差益となるか譲渡益となるかは企業会計によって定まる（法人税法 22 条 4 項）。上記のように会計上は譲渡益とみるべきであるから、税法上も同様に扱うべきである。またその意味でも、取得の対価が株式と現金である場合の会計上の取扱いを明確に示していただきたい。

④税法は原則的に取引の法形式を重んじて取引の実態を判断すべきところ、本件は現実に償還（本旨弁済）を行っているのではなく、取得条項に基づく取得という別個の手続であり、償還と同視することは法形式に反する（発行者の意思にも合致しない）。

貴委員会の方から税務当局の見解を公表するよう要望していただきたい。

以上